



NO. 142 (通号 233 号)  
令和 2 年 1 月号

# くらしのフレッシュ便



## 相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約などの状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

消費者ホットライン188  
イメージキャラクター「イヤマン」

### 《相談内容》

### インターネット通販の“偽サイト”にご注意

インターネット通販で自転車を注文し、相手方の銀行口座に2万円を振り込んだ。振り込むまでは、相手方とメールのやり取りができていたが、振り込み後は連絡が取れなくなり、商品も届かなかった。

インターネットで調べると「当社ロゴを利用した偽サイトにご注意ください」と注意喚起が行われていた。正規のサイトだと思っていたが、偽サイトで注文してしまったようだ。返金を求めることはできないか。

(40歳代 男性)

### 《アドバイス》

相手方の住所地にはがきを送付し、宛名不明で戻ってきた場合は詐欺の可能性が高いです。銀行振入の場合、一旦お金を振り込むと、そのお金を取り戻すことは極めて困難です。

警察と銀行に被害を申し出て、振り込め詐欺救済法に基づく口座凍結を銀行に依頼するように助言しました。



事業者の運営者情報をしっかりと確認しましょう。

連絡手段がEメールしかないウェブサイトは危険です。運営者の氏名・住所・電話番号等を確認し、これらの情報が記載されていない通販サイトの利用は控えましょう。

極端に値引きをされている商品には注意しましょう。

正規販売店の価格よりも、大幅に安く販売されている場合は、真正品であるか慎重に判断する必要があります。複数のサイトをチェックして、異常な値下げでないか確認しましょう。

支払方法が銀行振入のみで、個人名口座の場合は十分に注意しましょう。

銀行振入は、一旦お金を振り込むと、お金を取り戻すことは極めて困難です。

お困りの際は最寄りの消費生活センター（☎188）にご相談ください。

## 生活情報ファイル

### 電源コードの火災事故に注意！

毎年、空気が乾燥する12月～3月にかけて、電源コードによる火災事故が多く発生しています。コンセントや電源コードによる火災は、就寝中や留守中等、いつでも発生する可能性がある恐ろしい火災です。以下の点を守って、事故を防ぎましょう。

タコ足配線や電源コードを束ねての使用はしないでください。

タコ足配線やコードを束ねたままの使用は、異常発熱を引き起こし、出火につながる恐れがあります。このような使用はやめましょう。

コンセントに溜まった“ほこり”は掃除しましょう。

コンセントに溜まったほこりに、水分が付着し、電気が流れて炎が発生する“トラッキング現象”に注意しましょう。こまめに掃除をすることが大切です。



## 試してみよう、消費者力！第10回（令和元年度）

Q. 次のうち未婚の未成年者がした契約で取り消しができるものを選びなさい。

1. 親に内緒で10万円の化粧品と美顔器を購入した。
2. 卒業旅行の費用として親からもらったお金で10万円の旅行を契約した。
3. オンラインゲームで21歳になるよう嘘の生年月日を入力してポイントを購入した。
4. 小遣いで2000円の映画チケットを購入した。

【第15回消費者力検定（平成30年度実施）応用コースから】

## くらしのまめちしき

### 自宅にリコール対象製品はありませんか？

リコールとは、何らかの欠陥や事故の発生等により、安全上の問題が生じる可能性がある製品に対し、事業者が回収、修理等の措置を行うことです。リコールの対象となっていた暖房器具や、パソコン等から出火する火災が、多く発生しています。ご自宅にある製品がリコール対象となっていないか、確かめてみましょう。もしリコール対象となっていたら、すぐに使用を中止してください。



#### 実際に起きた事故事例

電気ストーブを使用中、当該製品から出火し、製品および周辺を焼損する火災が発生。当該製品内のダイオードが不良品であったことにより、ダイオードが異常発熱し、出火したものと考えられる。

事故は製品がリコール対象となってから2年後に発生。

#### リコール情報を知らせるサービスを利用しましょう。

「消費者庁リコール情報サイト」では、製品の分類やキーワードで、リコール対象製品を簡単に検索できます。🔍[消費者庁 リコール情報](#)で検索しましょう。

リコールメールサービスに登録をすると、リコールに関する重要なお知らせや更新情報、新規登録情報を受け取ることができます。

#### 所有者登録サービスに登録をしましょう。

所有者登録サービスを利用することで、自分からリコール情報を確認しなくても、製品の安全に関する情報を受け取ることができます。購入した製品の製造事業者が、所有者登録サービスを実施している場合はぜひ登録をしましょう。

#### お持ちの製品がリコール対象になったら、すぐに使用を中止しましょう。

リコール対象製品を使い続けることは大変危険です。使用を中止し、事業者によるリコールの詳細を確認しましょう。事業者につながらない、問い合わせ先が分からない場合は消費生活センター（☎188）にご相談ください。

「試してみよう、消費者力！第10回」解答と解説⇒（正解—1）1は親権者の同意を得ないで契約しているため契約を取り消すことができる。結婚している未成年者や、成人していると嘘をついて契約した場合、また、小遣いなど許された範囲内での契約は取り消すことができない。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 Tel 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 Tel 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。